

一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイ）

（状況： 令和5年度分 公表の期限：翌月の末日）

一般廃棄物の種類	施設規模	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃性一般廃棄物 （トン）	35トン/日×2炉 (24h)	1号炉	846.580	523.820	904.420	984.420	935.030	256.620	1,026.720	507.630				
		2号炉	843.210	921.040	907.860	548.870	990.290	1,021.910	794.540	215.920				
		合計	1,689.790	1,444.860	1,812.280	1,533.290	1,925.320	1,278.530	1,821.260	723.550	0	0	0	0

ロ 測定に関する事項（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロ）

（状況： 令和5年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

項目	測定位置	基準	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
焼却炉中の 燃焼ガス温度(℃)	焼却炉 上部	850℃以上	1号炉	1,011	1,004	996	988	995	971	995	991				
			2号炉	986	986	970	985	987	985	996	958				
集じん器流入 ガス温度(℃)	集じん器 入口	200℃以下	1号炉	179	183	186	189	192	191	191	193				
			2号炉	182	186	187	190	191	193	192	190				
排ガス中の 一酸化炭素濃度 (ppm)	煙突	100ppm以下	1号炉	1	2	2	1	1	1	2	1				
			2号炉	1	1	1	1	1	1	1	1				

※各測定記録は本施設の測定機器による連続測定記録の月平均とする。

※測定温度は焼却炉の立上げ、立下げ時を除いた平均値とする。

ハ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハ）

（公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日）

項目	場所	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじん	温水回収用空気加熱器 ガス式空気予熱器	ダスト除去装置で毎日実施。
排ガス処理設備にたい積したばいじん	濾過式集じん器	パルスエアで毎日実施。

二 煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二）※1、※2
 （状況：令和5年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

項目	測定位置	単位	法規制値	号炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ばいじん	煙突	g/Nm ³	0.08	1号炉	0.001	-	-	-	0.002未満	-	-	0.001未満				
				2号炉	0.001	-	-	-	0.001未満	-	-	0.001未満				
硫黄酸化物(SOx)	煙突	ppm	2,500～5,300※3	1号炉	1.0未満	-	-	-	2.0	-	-	2.2				
				2号炉	2.2未満	-	-	-	4.5	-	-	2.0				
窒素酸化物(NOx)	煙突	ppm	250	1号炉	21	-	-	-	22	-	-	30				
				2号炉	39	-	-	-	30	-	-	15				
塩化水素(HCl)	煙突	mg/m ³ N	700	1号炉	9.4	-	-	-	7.5	-	-	6.6				
				2号炉	14	-	-	-	24	-	-	15				
ダイオキシン類(DXNs)	煙突	ng-TEQ/m ³	1	1号炉	-	-	0.0000013	-	0.00032	-	-	0.00011				
				2号炉	-	-	0.000062	-	0.00025	-	-	0.00003				
試料採取日				1号炉	4月6日	-	5月31日	-	7月27日	-	-	10月5日				
				2号炉	4月7日	-	5月31日	-	7月28日	-	-	10月6日				
測定結果の得られた年月日				1号炉	4月19日	-	6月16日	-	8月22日	-	-	11月16日				
				2号炉	4月19日	-	6月16日	-	8月22日	-	-	11月16日				

※1 各測定記録は第三者機関による測定記録とする

※2 各項目の測定回数は、年/4回実施。

※3 硫黄酸化物の法規制値はK値＝17.5と定められています。濃度（ppm）へ変換する際に排出ガス量により変動するため幅があります。